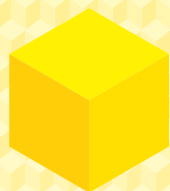


令和 2 年度税制改正で創設される 「グループ通算制度」について速報で解説！

令和2年度税制改正で創設！

速報版



「グループ通算制度」 移行・導入のアドバイスポイント

諸星 健司 著

本書の特色

- 令和 2 年度税制改正で創設される「グループ通算制度」について、大綱や法律案等をもとに速報解説！
- 「グループ通算制度」の概要、「連結納税制度」との相違点、移行・導入を検討している会社へのアドバイスポイント、導入に伴う単体納税制度への影響がわかる！
- 参考資料として、令和 2 年度税制改正の大綱や法律案要綱、該当条文等を収録！



A5 判・208 頁 定価：本体 1,600 円 + 税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第1章 グループ通算制度導入の背景

- はじめに
- 見直しの背景
- 専門家会合等における議論の経緯
- 見直しに当たっての基本的考え方

第2章 「税制改正大綱」と「法律案要綱」からみるグループ通算制度の全体像

- グループ通算制度の基本的な仕組み
- 個別制度の取扱い
- 租税回避行為防止規定の整備
- その他の整備
- 適用関係

第3章 連結納税制度との相違点

- 基本的仕組みの比較
- 個別規定の比較

第4章 グループ通算制度への移行・導入のアドバイスポイント

- 連結納税制度を既に導入している会社へのアドバイスポイント
- グループ通算制度の導入を検討している会社へのアドバイスポイント
- グループ通算制度の導入に伴い単体納税制度に影響する取扱い

参考資料

- 資料① 連結納税制度の見直しについて（連結納税制度に関する専門家会合・令和元年8月27日）
- 資料② 令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）（抄録）
- 資料③ 所得税法等の一部を改正する法律案要綱（令和2年1月31日国会提出）（抄録）
- 資料④ 所得税法等の一部を改正する法律案（令和2年1月31日国会提出）（抄録）

本書内容見本

第2章 「税制改正大綱」と「法律案要綱」からみるグループ通算制度の全体像

第1章で概観した経緯を踏まえて、令和元年12月12日付けの自由民主党及び公明党による「令和2年度税制改正大綱」及び令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正の大綱」（以下「大綱」という。）、令和2年1月31日に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案要綱」（以下「法律案要綱」という。）において、連結納税制度を見直し、グループ通算制度に移行する旨が明記された。

グループ通算制度の基本的な仕組みや各個別制度の取扱いなどは、次のようになっている。

1 グループ通算制度の基本的な仕組み

(1) 適用法人

基本的には、連結納税制度と同様に、親会社とその100%子会社が対象となる。ただし、連結納税制度と異なり、次の法人を除外することとしている。

- ① 青色申告の承認の取消しを受けた法人でその通知を受けた日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人
- ② 青色申告の取止めの届出書の提出をした法人でその届出書を提出した日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人

連結納税制度には青色申告という概念はなかったが、グループ通算制度は個別申告方式で、グループ法人間で損益通算可能な制度であることから、対象となる法人各社は青色申告法人というステータスを有していることを前提として承認されるものとするため、青

「制度の基本的な仕組み」と「個別制度の取扱い」で、制度の全体像が掴める！

「連結納税制度」との比較表も掲載！ 相違点が一目でわかる！

第3章 連結納税制度との相違点

グループ通算制度と連結納税制度とは、基本的仕組みについては非常に近い仕組みとなっている。ただし、第1章の導入の背景でも述べたように、見直しに当たってのポイントは、修正等における事後的な手続きの煩雑さの解消を目的としている点にあり、全体計算を極力解消する方向で制度が構築されるようである。そのため、基本的仕組みでは単体制度との中立性・公平性の確保を目前し一定の制約が加えられている。

一方、個別制度においては、現行の連結納税制度採用法人の有利性に配慮し、外国税務調査や試験研究費の税額控除制度について連結納税制度と同様にグループでの全体計算を維持しつつ、修正等場合には、当初の確定申告による金額をベースとして再度全体計算は行わないこととされるなど、調査等が行われた後の事務手続きの簡便性が図られている。

1 基本的仕組みの比較

制度の適用	連結納税制度	グループ通算制度
	選択制	選択制
申告方式	親法人による申告・納付	親法人・子法人それぞれが別個に申告・納付
適用対象法人	国内法人である親法人（普通法人又は協同組合等に限定）と親法人。ただし次の法人は除外される。①青色申告の承認取消しを受けたから5年を経過した法人 ②青色申告の取止めの届出書を提出後、次の事業年度が終了していない法人	基本的に連結納税制度の適用対象法人と同じ。ただし次の法人は除外される。①青色申告の承認取消しを受けたから5年を経過した法人 ②青色申告の取止めの届出書を提出後、次の事業年度が終了していない法人

39

第4章 グループ通算制度への移行・導入のアドバイスポイント

グループ通算制度は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、既に連結納税制度の適用を受けている法人の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなされることから、基本的にはグループ通算制度へ自動的に移行される。

一方、現在単体納税制度を採用している法人は、承認申請書を提出することによりグループ通算制度の適用を受けることができる。現在連結納税制度の適用を受けている法人においては連結納税制度と異なる取扱いとなる部分も少なくないことから、グループ通算制度へ移行するか、それとも単体納税制度へ戻るかを検討を行う必要がある。

また、単体納税制度を採用している法人で、一定のグループ法人を有している企業グループにあっては、連結納税制度より簡便なグループ通算制度の適用を受けることのメリットなどを十分に検討した上で、グループ通算制度の承認を行うかどうかの判断が必要となる。本編では、その判断に必要な事項について比較検討を試みることとする。

1 連結納税制度を既に導入している会社へのアドバイスポイント

(1) 現行連結法人はグループ通算制度の承認を受けたものとみなされる

既に連結納税制度を導入している法人は、グループ通算制度に関する経過措置（第2章の5参照）でも明記されているように、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度においてグループ通算制度の承認を受けたものとみなされることになり、現行連結法人はそ

「アドバイスポイント」により、「グループ通算制度」への移行・導入を検討している企業へ助言できるようサポート！

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉

令和2年度税制改正で創設！

速報版「グループ通算制度」移行・導入のアドバイスポイント

●定価1,760円（本体1,600円）〔コード071688〕

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。（いずれかを✓で選択ください。） ☐代金引換により支払います。 ☐商品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税
	3万円以下の場合、400円+税
	10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	
ご氏名	様 ④
TEL	—
E-mail	@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daichihokico.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

グループ通算税制 (071688) 2020.03 HO